

北陸中央病院検体検査業務委託  
公募型プロポーザル競争実施要領

令和8年6月

公立学校共済組合北陸中央病院

## 事業概要

### 1 事業名

公立学校共済組合北陸中央病院における検体検査業務委託

### 2 委託業務内容

公立学校共済組合北陸中央病院における検体検査実施体制を院内検査委託方式(ブランチラボ)及び外部委託検査方式により受託する。詳細については別紙「検体検査業務委託仕様書」に記載のとおり。

### 3 実施場所

公立学校共済組合北陸中央病院

【参考】病床数181床

(人間ドック18床・地域包括ケア病棟:53床・一般病棟:57床・医療型療養病棟:53床)

### 4 応募参加資格

応募者は次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において令和8年度に「役務の提供」に登録されており、令和8年度に東海・北陸地域における役務提供等でそれぞれA,B又はC等級に格付けされている者であること。
- (2) 法人等を設立して10年以上経過しており、検体検査委託業務の受託実績が北陸3県の100床以上の公的医療機関において2施設以上あり、さらに複数年の受託経験を有すること。
- (3) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の衛生検査所業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (5) 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189の認定を受けていること。
- (6) 当院における院内検体検査業務を受託するにあたり、十分な体制が整備されていること。
- (7) 日本医師会の臨床検査精度管理調査に参加し、日本臨床衛生検査技師会の精度保証施設認証に認定されている者であること。
- (8) 緊急時における迅速な対応を必要とするため、病院からの立地条件として、交通機関等を利用した場合で概ね1時間以内に営業拠点等を所有していること。
- (9) 事業者は単独事業者とすること。(複数業者による共同提案は認めない。)

### 5 委託期間

当該委託業務の契約期間は、令和8年10月1日(予定)から令和13年9月30日の5年間とする。

### 6 選定等について

#### 審査・選定方法

事業者の審査・選定にあたり、企画提案の審査は病院長を初めとした当病院に所属する役職員の中から指名した「提案審査職員」にて書類審査を行う。なお、直接契約業務に関与する者(契約事務担当者)を除く。

#### (1) プレゼンテーションおよびヒアリング

- ①開催日時 令和8年7月8日(水) 15時～ 第3会議室(予定)
- ②開催場所 公立学校共済組合北陸中央病院2階 講堂
- ③出席者 説明者含め2名以内
- ④説明時間 各20分以内
- ⑤説明内容 提案書に基づく説明を行うこと。
- ⑥提案順番 提案書・見積書が提出された順とする。
- ⑦その他 プロジェクターおよびスクリーンは病院側で準備する。

## (2) 選定

企画提案書の内容について、評価項目に従い公募型プロポーザル方式による総合評価を行う。  
(但し、項目により点数が異なる。)

第一交渉権者の選定については、企画提案書の評価と見積価格の総合評価によるものとする。

見積価格については、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるか問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載することとし、委託に要する一切の費用として、検査項目ごとの見積単価総額及び管理料(機器導入費用を含む)の額を別添「見積書(様式2)」の書式に沿ってそれぞれを記載すること。

なお、見積単価については、当院の令和7年1月から12月(12ヶ月)の「検査件数実績一覧」に基づき算出を行い、見積根拠として単価見積データ(エクセルファイル)を提出すること。

また、管理費については、見積金額を契約月数で除した金額を固定費とし、月額管理費1年間の金額を記載する。

契約は、委託費(固定費)と検査項目については見積単価による単価契約とする。

企画提案書は、「仕様書」のほか、次の(3)評価内容の項目を記述した上で、提出すること。

## (3) 評価内容

- 1 企業の経営状況及び受託実績
  - ・企業の経営状況
  - ・公的医療機関受託実績
- 2 検体検査業務運営の基本的考え方
  - ・検体検査業務運営に対する考え方
  - ・業務への取り組み姿勢
- 3 検体検査業務の運用方法と体制
  - ・検体検査業務の運用手順について
  - ・院外検査(外注体制)の管理体制
  - ・集荷体制
  - ・バックアップ体制
  - ・トラブル時の対応
- 4 業務従事者の確保及び配置計画
  - ・稼働までのスケジュール
  - ・実施予定人数
  - ・実施に関する知識や経験、有用な資格を有する担当者
  - ・管理責任者の配置
- 5 教育体制等
  - ・医療機器の取扱説明
  - ・職員教育及びその方法
  - ・院内研修会への参加
- 6 物品(検査機器・試薬)供給体制
  - ・業務に必要な物品の準備及び供給体制
- 7 精度管理
  - ・内部精度管理
  - ・外部精度管理
- 8 システム等
  - ・電子カルテシステム・検査システムとの接続および連携
  - ・データ移行
  - ・マスタ管理
  - ・ウィルス対策
- 9 委託費用等
  - ・業務委託費用

- ・見積単価
- ・その他経費削減策

#### 10 その他

- ・その他提案事項
- ・アピールポイント
- ・委託業者が変更となった場合の引き継ぎ体制

#### (4) 選定後の手続き

第一交渉権者として選定された提案者は、詳細な業務仕様について当院と協議を行います。協議が整わない場合や契約締結までに「4 応募参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合は、第二交渉権者と契約に向けて協議します。

#### 7 実施要領等の交付

次のとおり「検体検査業務委託実施要項」「公募型プロポーザル実施要項」「単価見積データ（エクセルファイル）」を交付する。

「単価見積データ用エクセルファイル」については、E-mailにて交付を行うので、8(3)提出場所のE-mail宛てに【単価見積データ用エクセルファイル希望】のタイトルにて事前にメールを送信すること。

##### (1) 交付期間

令和8年6月26日(金)～令和8年7月3日(金)

##### (2) 交付場所

〒932-8503 富山県小矢部市野寺123  
公立学校共済組合北陸中央病院 事務部会計課経営管理係 TEL 0766-67-1150(代表)

#### 8 プロポーザル参加申込等の提出

プロポーザル競争に参加する者は、次のとおり申込み、企画提案書を提出すること。企画提案書の作成にあたっては、別紙「検体検査業務委託評価項目表」の各項目の内容を確認のうえ、項目に沿って記載すること。なお、記載に当たってはイラストや写真、フロー図を用いながら分かりやすく記載すること。

##### (1) 受付期間

令和8年7月6日(月)まで

##### (2) 提出書類

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 企画提案書
- エ 見積書(様式2)
- オ 単価見積データ(エクセルファイル)
- オ 医療関連サービスマーク認定書の写し
- カ 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189認定書の写し
- キ 整備予定機器一覧表
- ク 衛生検査所登録証明書の写し
- ケ 主たる検査所の令和5年度から令和7年度までの日本医師会の臨床検査精度管理調査評価点一覧表の写し及び日本臨床衛生検査技師会の日臨技臨床検査精度管理調査施設別報告書の写し
- コ 競争資格審査結果通知書の写し(全省庁統一資格)
- サ 受託実績証明書(契約書写し等)

##### (3) 提出場所

〒932-8503 富山県小矢部市野寺123  
公立学校共済組合北陸中央病院  
事務部会計課経営管理係

TEL:0766-67-1150(代表)

E-Mail: m-seto@h-c-h.jp

(4) 提出方法

「公募型プロポーザル提案書在中」と明記した封筒に入れ、提出すること。

なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。(土・日曜日・祝日を除く。)

9 提出書類等の作成に関する質疑・回答

提出書類等の作成に関する質疑の受付及び回答は次のとおりとする。

(1) 質疑の受付期間

令和8年7月6日(月)午後1時まで

(2) 質疑の提出方法

会社名、質疑内容等を記載した文書(任意様式)をE-Mailで北陸中央病院会計課経営管理係宛へ送信すること。

E-Mail: m-seto@h-c-h.jp

(3) 質疑の回答

質問者のメールアドレスへ返信にて行う。

10 その他

(1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、審査に必要な範囲内において、複製を作成することがある。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 当院は、提出書類について、業務事業者選定審査以外の目的で使用しない。

(5) 応募者は、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(6) 当該公募型プロポーザルの実施において知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。

(7) 参加申込書及び企画提案書が次の項目に該当する場合は、無効となることがある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

イ 仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合。

ウ 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 委員または関係者に対して、不適切な接触を求めた場合。

カ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。